

「商工会は、行きます、聞きます、提案します」 ～会員満足向上運動展開中～



# 遠野商工会報

発行責任者 遠野商工会 会長 佐々木 弘志 No.115 (平成25年10月15日発行)  
 本 所 千028-0522 遠野市新穀町6-1 電話 62-2456 F A X 62-2356  
 宮守支所 千028-0304 遠野市宮守町下宮守30-48-2 電話 67-2230 F A X 67-2237  
 メール: [shokokai@echna.ne.jp](mailto:shokokai@echna.ne.jp) ホームページ: <http://www.shokokai.com/tohno/>

## 消費税率の引上げまであと半年を切りました ～平成26年4月から8%、平成27年10月から10%～

平成25年3月に消費税法の一部改正が発表され、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされておりましたが、10月1日に消費税率及び地方消費税率について、2段階で引上げることが正式に決定されました。(下記の表のとおり)

これにより、平成26年4月1日から消費税率8%、平成27年10月1日から消費税率10%となり、経過措置が適用されたものを除き、適用開始日(平成26年4月1日)以降に行われる資産の譲渡等について適用されます。

主な経過措置には、旅客運賃等・電気料金等・請負工事等・資産の貸付等以外にも消費税法の適用に関する所要の経過措置が設けられ、更に指定日(平成25年10月1日)・適用開始日(平成26年4月1日)の基準がある等、複雑化されておりますが、その基準を満たした場合は現在の5%の消費税率が適用されます。特に建設業を中心とした請負工事契約等の金額が大きい指定日(平成25年10月1日)の経過措置に注意が必要だったことから9月6日に遠野・宮守会場にて改正並びに経過措置説明会を開催いたしました。

また、中小企業にとっては税率アップに伴う消費税を適正に価格に転嫁できるかが最大の懸念事項であり、納税対策等が重要となります。消費税は、価格への転嫁を通じてお客様から負担頂く間接税で、最終的に消費税率が10%になりますと現在の納付税額の2倍となりますので事前に対策等を行っていない場合、自己負担により納付することとなりますのでご注意ください。

更に商工会では上記対策ため、今年5月14日から県内一斉に窓口を設置し、随時相談対応しております。また、相談内容によっては、税理士等の専門家による個別相談を実施しておりますので是非ご活用願います。

### 《主な改正内容》 平成25年3月発表

- ① 消費税収入の用途が明確化されました。
- ② 消費税率を引き上げることとされました。
- ③ 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- ④ 任意の中間申告制度が創設されました。
- ⑤ 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。



※詳しくは国税局ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

|         | 現 行                   | 平成26年4月1日            | 平成27年10月1日           |
|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 消 費 税 率 | 4.0%                  | 6.3%                 | 7.8%                 |
| 地方消費税率  | 1.0%<br>(消費税額の25/100) | 1.7%<br>(消費税額の17/63) | 2.2%<br>(消費税額の22/78) |
| 合 計     | 5.0%                  | 8.0%                 | 10.0%                |

# 小規模企業振興委員を募集しております

商工会では、市内会員事業所に対する経営改善の相談指導事業等を円滑に推進するため、各地区に小規模企業振興委員を配置し、協力を頂いておりますが下記の地区におきましては現在不在となっております、募集を行っております。

小規模振興委員としての主な活動内容は、商工会の活動の啓蒙と、会員事業所と商工会の間に入り、小規模事業者等の振興を図るため、パンフレット及び会報等の配布（年2回）や担当地区内の小規模事業者に関する商工会への情報連絡、会議（年2回）等に出席頂き、商工会職員や他の委員との意見交換となっております。また、些少ではありますが報酬をお支払い致します。

つきまして、会員事業所において協力して頂ける方は、商工会までご連絡お願い致します。

【 募集地区 】 綾織町・小友町・土洸町

遠野市街コン「もえろ遠コン!」  
 日時：平成25年11月2日（土）  
 18:00～21:00  
 会場：遠野駅前周辺  
 対象：20歳以上の男女  
上限なし！未婚・既婚は問いません  
 詳しくは、もえろ遠コンHPをご覧ください  
<http://www.tonomachicom.com/>

女性 50人  
 募集人数 100人  
 男性 50人

## 商工会員だけのメリットです

無担保・無保証人・低金利で事業資金調達をサポート  
 日本政策金融公庫の

## マル経融資

■融資額 1,500万円以内

※東日本大震災の直接被害、間接被害を受けられ、被害証明書等を提出できる方は、通常枠と別枠1,000万円以内（当初3年間/年0.95%、4年目以降/年1.85%）の利用が可能です。

■返済期間 ★運転資金 7年以内  
（据置期間1年以内）  
 ★設備資金10年以内  
（うち据置期間2年以内）

■貸付利率 1.65%（平成25年10月1日現在）  
 ※設備資金については、ご融資日から2年間さらに年0.5%引き下げになります。

## 年末資金こくきん1日公庫開催

年末資金や設備投資を計画しております事業所を対象に個別相談会を11月下旬頃に開催する予定です。希望される方は、直近の決算書2期分が必要となりますので予めご準備願います。また、設備投資の場合は、見積書も併せてご準備願います。開催ご案内は、別途お知らせいたしますのでよろしくお願い致します。

## 国の教育ローン

ご融資は、学校に入学・在学されている方の保護者で、給与所得者の世帯収入が990万円以下が対象となっております。

融資限度額：お子様1人につき300万円以内  
 ご返済期間：15年以内 ※母子家庭等は18年  
 お使いみち：学校納付金他・実験にかかった費用、住居にかかった費用など

詳しくは、商工会又は日本政策金融公庫盛岡支店国民生活事業までご連絡下さい。

## エキスパートバンク

### エキスパートバンク制度とは？

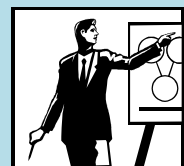
エキスパートバンクは、経営上の様々な悩みを解決するために、全国の専門家(エキスパート)を原則無料で派遣し、具体的実践的なアドバイスを行い課題解決を図る国の制度です。※2回目以降の指導は、謝金・旅費の1/3を負担頂きます。

### 主な指導分野

法務・税務・情報経営管理・生産管理・労務管理・商品開発・デザイン・店舗設計等

専門家を無料で派遣します

詳しくは商工会まで



岩手県で働くすべての方へ。  
意識したことありますか？  
**最低賃金**  
岩手県のこれまでの最低賃金 **653円**

**665円** 時間額

【発効日】平成25年10月27日 ※特定の職業には特定(職業別)最低賃金が定められています。

WEBでチェックしよう！  


**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

ウェブで最低賃金がチェックできます。 厚生労働省ホームページ  
http://www.mhlw.go.jp/  
最低賃金に関する特設サイト  
http://www.saitetchingln.info/

最低賃金制度

## 年金や社会保険の疑問や相談に 社会保険相談日

相談は、事前予約制になっております。  
相談日の前日までに、必ず花巻年金事務所  
まで電話で申込み下さい。

■相談日 (毎月1回 木曜日)  
11月7日 12月5日 1月9日  
2月6日 3月6日

■時間  
午前10時30分～午後3時30分

■会場  
遠野市まちおこしセンター3階

■持参するもの  
年金手帳や被保険者証等関係書類等

★予約先 花巻年金事務所  
(電話：0198-23-3351) まで

## 労働保険適用促進強化期間 11/1~30まで

労働保険は、政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。

もしも、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険成立届を提出していない期間中に労災事故が生じて労災給付を行った場合は、遡及して事業主から労働保険料を徴収するほかに、労災給付に要した費用の一部を徴収することとなっておりますのでご留意願います。

労働保険の加入手続き等に不安がある場合は、遠野商工会の労働保険事務組合に依頼することもできます。※事業主(役員)等の労災の特別加入は、事務組合のみ加入出来ます。

詳しいことは、岩手県労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

## 小規模企業共済制度

**経営者の  
退職金**


小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を  
含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職され  
たりした場合、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあら  
かじめ準備しておく共済制度です。

いわば「経営者の退職金制度」といえます。

また、平成23年1月からは個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入できるようになりました。共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で下記の条件を満たす方で、いわゆる事業専従者です。

条件 ①事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している。  
②事業の執行に対する報酬を受けている

- 掛金は全額所得控除
- 無理のない掛金  
月額1,000円～70,000円の  
範囲で自由に選択
- 共済金の受取りは  
一括・分割・併用の3タイプ
- 受取り時には  
税制面での大きなメリット
- 災害時や緊急時には  
契約者貸付けの利用が可能

  
お問い合わせは商工会まで



# 新入会者のご紹介

| 番号 | 事業所名           | 代表者    | 業務内容       | 住所     |
|----|----------------|--------|------------|--------|
| 1  | 合同会社グリーンケア     | 荘司 こそえ | 障害者支援サービス業 | 青笹町中沢  |
| 2  | 遠野外装           | 佐藤 秀幸  | 外装工事業      | 上郷町細越  |
| 3  | 小笠原設備工業(株)     | 白岩 英紀  | 設備工事業      | 上組町    |
| 4  | 特定非営利活動法人 黄金っと | 菊池 昭夫  | 被災地後方支援活動他 | 小友町    |
| 5  | 美容室 Fleur      | 及川 陽子  | 美容業        | 東穀町    |
| 6  | (株)ウエイブ        | 横山 文江  | パン製造販売業    | 新穀町    |
| 7  | (株)あんしん工務店     | 西條 清正  | 木造建築業      | 宮守町下鱒沢 |
| 8  | 社会福祉法人 ともり会    | 君崎 敬孝  | 社会福祉事業     | 宮守町下宮守 |
| 9  | (株)東北コンストラクション | 宮守 克正  | 土木工事業      | 材木町    |

(平成25年10月15日時点)

## 会員増強運動実施中!!

市内の商工業者の減少とともに会員事業所の減少も続いており、商工会役職員一体となって、現在取組んでおります。つきましては、会員のみならずからの会員になられていない事業所のご紹介の情報がありませんでしたら商工会までご連絡をお願いいたします。

### 商工会からの

### お知らせ



#### 宮守支所の開所日について

昨年度より原則毎週火・木曜日と第1・4月曜日に支所を開所しており、11月から1月までの開所日は下記のとおりです。

また、緊急の相談等がある場合は、本所・支所にご連絡いただければ巡回いたします。宮守地区の皆様にはご不便をお掛けしますが、支援サービス向上に今後も努めますのでよろしくお願い致します。

**10月**

22日・24日  
29日・31日

**11月**

5日・7日・11日  
12日・14日・19日  
21日・25日・26日  
28日

**12月**

3日・5日・9日  
10日・12日・16日  
17日・19日・24日  
26日

**1月**

7日・8日・9日  
10日・14日・17日  
※20日以降  
月～金曜日開所します



## 情報発信希望者の募集について!!

商工会では、各種情報を昨年度の商工会ニーズ調査にて希望された会員事業所の方へメール等で発信を行っております。また、登録されていない会員の方は是非ご登録をお願いします。ご登録を希望の方は、商工会までご連絡をお願いします。